

経済産業省経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課 風木課長殿
安全保障貿易審査課 長濱課長殿
写) 安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿
写) 安全保障貿易審査課 相川課長補佐殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会 核・原子力分科会
主 査 山根 憲幸
エレクトロニクス専門委員会 計測器分科会
主 査 齋藤 豊

2の項(33)省令1条三十八号の「圧力計」に関する要望

表題の件につきまして、下記の通り要望いたしますので、何卒ご検討いただけますようお願いいたします。

記

1. 要望の背景

NSG Part 2 の Update に伴い、平成 25 年度法令改正により貨物等省令第 1 条三十八号イは、「絶対圧力を測定できる圧力計であって、・・・」と変更されましたが、輸出令別 1 の 2 の項(33)中欄は、「六ふっ化ウランに対する耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁（3の項の中欄に掲げるものを除く。）」のままです。圧力計は、幅広く利用されており、規制対象範囲を規定する政令に幅広い表現を用いることは、多くの輸出者が省令の詳細パラメータを確認する必要があり、個々には少ない負荷でも、数多くの輸出者が実施する該非判定の負荷を考慮すると（全体として）大きな負荷に繋がります。ついては、合理的な該非判定を実施するため、改正を要望します。

また、規制すべき圧力計の定義がレジームでは明記されていますが、我が国の法令では規定されておりませんので、併せて運用通達（解釈）等に規定されることを要望します。

2. 要望事項

上記背景に従い、以下の通り改正を要望します。

【輸出令別 1 の 2 の項(33)中欄】

改正要望	現行
六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた絶対圧力を測定できる圧力計又はベローズ弁（3の項の中欄に掲げるものを除く。）	六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁（3の項の中欄に掲げるものを除く。）

【運用通達中の解釈を要する語（2の項）】

改正要望	現行
貨物等省令第1条第三十八号中の圧力計	(新設)
測定された圧力を信号に変換するものをいう。	

以上

【参考】

NSG Part2 [June 2013]

<text>

**3. URANIUM ISOTOPE SEPARATION EQUIPMENT AND COMPONENTS
(Other Than Trigger List Items)**

↓

3.A. EQUIPMENT, ASSEMBLIES AND COMPONENTS

↓

3.A.7. All types of pressure transducers capable of **measuring absolute pressures and having all of the following characteristics:**

- a. Pressure sensing elements made of or protected by aluminium, aluminium alloy, aluminium oxide (alumina or sapphire), nickel, nickel alloy with more than 60% nickel by weight, or fully fluorinated hydrocarbon polymers;
- b. Seals, if any, essential for sealing the pressure sensing element, and in direct contact with the process medium, made of or protected by aluminium, aluminium alloy, aluminium oxide (alumina or sapphire), nickel, nickel alloy with more than 60% nickel by weight, or fully fluorinated hydrocarbon polymers; and
- c. Having either of the following characteristics:
 1. A full scale of less than 13 kPa and an “accuracy” of better than $\pm 1\%$ of full scale; or
 2. A full scale of 13 kPa or greater and an “accuracy” of better than ± 130 Pa when measuring at 13 kPa.

Technical Note: 1. In Item 3.A.7. pressure transducers are devices that convert pressure measurements into a signal.

2. In Item 3.A.7. “accuracy” includes non-linearity, hysteresis and repeatability at ambient temperature.

(補足解説)

①貨物等省令第1条第三十八号イに「絶対圧力を測定できる圧力計」と規定されていますが、規制範囲を示す3.A.7の柱書に **measuring absolute pressures** と明記されており、合理的な該非判定（負荷軽減）を目的に、改正（政令に追記）を要望します。

②3.A.7.で規制される *pressure transducers* は、測定した圧力を信号に変換する機能を備えているものと *Technical Note: 1.* に明示されていますので、定義の明確化を目的に、運用通達中の解釈を要する語（2の項）に規定することを要望します。

⇒この定義（解釈）がないことで、添付のような表示を行うだけの絶対圧力計（例）の類であっても、省令第1条第三十八号イの規制仕様を満たせば該当貨物となってしまうことをご理解願います。

⇒つまり、NSGが規制していないものを、政省令では規制することとなります。

✕